

平成29年第2回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成29年6月13日午前9時29分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	中松秀夫
総務政策課員	平尾好孝	企画員	樫原基史
企画員	橋本秀行	総務政策課員	菅谷雄二
税務課長	川口孝志	産業建設課長	原宗男
産業建設課員	栗田信孝	住民生活課長	十河貴子
企画員	木村陽子	住民生活課員	宮本真里
住民生活課員		企画員	
企画員		住民生活課員	
企画員		企画員	

上下水道課長 三 栖 啓 功
教育委員会 生涯学習課長 新 堀 浩 士

教育委員会 家 高 英 宏
総務課長

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 報告第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 報告第 3 号 平成 28 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 5 報告第 4 号 平成 28 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 6 報告第 5 号 平成 28 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 報告第 6 号 平成 28 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 報告第 7 号 平成 28 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 報告第 8 号 平成 28 年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 報告第 9 号 平成 28 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 報告第 10 号 平成 28 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 報告第 11 号 平成 28 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 報告第 12 号 平成 28 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 報告第 13 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 報告第 14 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 報告第 15 号 平成 29 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）

- 日程第 1 7 議案第 3 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 3 7 号 上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 3 8 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 3 9 号 上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 4 1 号 町道路線の認定について

△開 会 午前9時29分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回上富田町議会定例会第2日目を開会します。

本日も上着をとっていただいて結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいて結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

△日程第1 一般質問

○議長（山本明生）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番、松井孝恵君。

松井君の質問は、一括方式で質問を許可します。

○1番（松井孝恵）

皆様どうも、おはようございます。どうぞよろしく願いをいたします。

まず最初に、不法投棄されるごみについてを質問いたします。

先月の5月中ごろからなんですけれども、市ノ瀬の地区におきまして、南岸地区、延長約800メートル、それから北岸地区200メートルの河川の護岸の雑木及び竹を伐採していただきました。産業建設課の担当職員の皆様、何度も県と交渉していただいて本当にありがとうございます。お礼申し上げます。

数年前までは、この南岸の護岸の竹も今ほどは伸びていなかったんですけれども、毎年2月ごろに消防団の方々が土手焼きをしてくださっていて、一定の効果を上げていたんですけれども、ある事情から土手焼きができなくなってきました。そうすると、草や竹が伸び放題になってきて、昨年なんかですと、バイクで道を走っていると、右手にも左手にも草が当たるといような現状になってきていました。町内会の方々が奉仕のときに掃除をして刈っても追いつかない、そういう状況であったわけです。

昨年、委員会等でも申し上げましたけれども、トリムコースになっているのに歩きにくいとか、いわゆるハビがよく出るとか、あるいは歩くのに死角があるので、住民からのご意見があって、中でも多かったのが、不法投棄されるごみについて何とかせなあか

んというような意見が寄せられました。そういうことで、市ノ瀬のまちづくり協議会であるとか、市ノ瀬の愛護会さんから、自分たちで竹を切りたいので、県の許可をもらってほしいということで、そんな依頼もございました。そこで、産業建設課の職員さんをお願いしたわけであります。

地域の先輩方は、過去のことをよく覚えておられまして、かつて小山の河川敷はごみだらけだった状態です。このままではいけないということで、市ノ瀬の環境美化グループさんであるとか先頭に立って、今の形になってきたと。秋にはコスモスが咲いていると、そういう状況であります。また、私も住んでいる根皆田というところがあるんですけども、コンビニエンスストアがありまして、その前の公園なども、あるいは市ノ瀬診療所の裏の河川なんかも同様な状態でかつてはありました。今は芝生の公園やグラウンドゴルフになっていて、桜も大変きれいになっていると、こういう状況です。

いずれにしても、当時、このままではいけないということで公園にさせていただいて、住民こそってきれいにしてきたことが現在につながっているのだと思います。ちなみに、今、市ノ瀬から始まったクリーン作戦は、ことし7月で第51回、コスモス祭りは10月で第24回となっています。

先月、町内でどんなところにごみが捨てられているのかなということで、見て回ってきました。市ノ瀬で言いますと、小山という地区のちょっと上のほう、田辺市との境のあたりとか、それから、畑山の栗山トンネルってあるんですけども、その旧道のあたりにもごみが捨てられています。あるいは、かつては生馬の山王の付近も捨てられていたのですが、道路が拡張されて、整備されてきてごみは今なくなってきた状態になっています。それから、救馬谷から方鹿に抜けるあたりにもごみは隠して連なっている状態です。スポーツセンターから飛曾川住宅のほうへおりの道というのは、かつては大量にごみが投棄されていたのですが、今は、朝来財産区さんあたりが投資されて、フェンスの延長工事などもされている状態で、かつてよりは随分よくなってきたような状態だと思います。

こうやって、全部見て回ったわけではないですから、どこがどうということは言えないですけども、最もひどかったのが、今で言うたら生馬の潜水橋のそばの竹林です。ここに大量のごみが投棄されておりました。大型のテレビであるとか、炊飯器とか、工具とか、またラジカセとか、カーペットとか、動物のお墓とか、林の中へも入ってみましたけれども、非常ににおいもかなりあるのでその先へは行けませんでした。

これらのごみの問題というのは、モラルの問題であると思います。つい最近もパブリック町内会へ続く新しい町道、ここにごみが捨てられていると住民の方から連絡が入りました。行ってみると、道路の脇にごみが捨てられている状態でありました。しかし、

住民生活課の職員さんが既に察知しておられて、警察としっかり連絡をとって解決に至ったということでもあります。お聞きすると、道の脇どころか、センターラインの真ん中あたりにも毎回のようにごみが捨てられてあったという状況でした。

また、拠点回収、町がやっていますけれども、こういう地区において、他地区の方が生ごみなど捨ててはいけないごみを捨てていく、それも車の中から放り投げていくというようなことが発生しておりました。注意したら、逆切れして罵声を浴びせてくるようなこともあった。これも老人会長さんや地域の町内会長さんと連携して解決してくださっております。このように、ごみを捨てられて、また対応してと、全くのイタチごっこのようです。しかし、そうではあっても、投棄されるごみをそのまま放置するわけにはいかないと思います。

そこでお尋ねするんですけれども、まず一つは、現在、こうやって町内に不法投棄されているごみは、どのように処理されますでしょうか。

2つ目には、投棄されている場所が私有地であったり、県が管理すべき土地であった場合は、どう対応されるのでしょうか。

3つ目は、警告看板のほかに何か対策は考えておられますでしょうか。

以上3点について、答弁をお願いいたします。

次の質問にまいります。

根皆田川のしゅんせつについてを質問いたします。

昔々ですけれども、私の住んでいる根皆田には興禅寺があったそうです。豊臣秀吉さんが紀州攻めを行ったときに焼かれてしまったようですが、その後再建されて今の場所へ行ったということです。今の根皆田の町内会館の前のあたりが興禅寺淵と呼ばれて河原だったそうです。私の子供のころは、もう田んぼや畑になっていましたけれども、大雨が降ると根皆田川はいつも氾濫して、あたり一面が池のようになる状況でありました。昭和50年代になって、ゴルフ場が開設されて、河川の改修が行われて現在に至っています。今では、たくさん生物も住んでいますし、コイとかウナギとかよく釣れるんですけれども、平成23年の大雨以降は蛍もよく飛ぶようになりました。

しかし、そうであっても、災害に備えるためには、根皆田川に堆積してきた土砂をしゅんせつしていただく必要があると考えています。見てくださったらわかりますが、土手の草を年中刈ってくださる方もいます。また、自分でごみ缶を設置して、毎朝、ごみを回収してくださる方もいます。年に2回は住民が河川に入ってアシを刈っている状態です。

このように自分たちでできる努力はしているものの、さすがに土砂はしゅんせつすることができません。根皆田の入り口にある会社の裏あたりがカーブになっていまして、

特に堆積してきて、根皆田の中央橋まで土砂が迫ってきている状態です。災害を防止する観点からしゅんせつが必要と考えますが、当局はどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

次の質問にまいります。

外来生物の被害についてを質問いたします。

外来種の生物が繁殖して、被害に遭うケースがふえています。我が上富田町でも、アライグマやブラックバスや西洋タンポポなどが繁殖していて、その中の一つにジャンボタニシというものがあります。

このタニシ、上富田に生息していることは知っていましたが、実際に見てみて、このタニシが入ってきた経緯ですけれども、1981年ごろに長崎県と和歌山県に養殖用として輸入されたようであります。当時は養殖業者も500軒近くあったと聞いておりますけれども、1987年には完全に衰退しました。これは、寄生虫がいたからでありますけれども、こういった外来種、非常に繁殖力が強くて、何度も卵を産むというような状況であります。本来このタニシなんかも水生植物を食べるんですけれども、昔ながらの米づくりから今、つくり方が変わってきてまいりました。今、これ、岩田の一部などにも繁殖しておるんですけれども、ことしは職員さんから大芝の地区にも発生しているという情報をいただいております。

このタニシを含めまして、町内に生息する外来生物から受ける被害に対して、町ではどのような対応をとっていますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

最後の質問をいたします。少し長くなってすみません。

第23回全国女性消防操法大会についてを質問いたします。

県の消防学校に、昨年、初の女性教官が誕生したというニュースを見ました。厳しい指導の中にも女性らしい心配りがあり、生徒さんにも人気があると報道されています。こういった分野への女性の進出もすばらしいことであると感じております。

我が町にも女性の消防団が組織されていますが、平成29年9月30日に秋田県秋田市で開催される第23回全国女性消防操法大会に和歌山県代表として出場されるということをお聞きしました。大変名誉なことであると思います。選手5名のうち3名の方が市ノ瀬の地区の方で、大変誇りに私も思っております。この方々は結婚もし、お仕事もされていますけれども、この大会に備えて夜訓練をされています。数年前に九度山町で行われた県大会に、上富田町代表として第4分団が出場し、私も当時激励に行きましたけれども、厳しい訓練をして参加しても上には上があるということでございました。まして、今度は全国大会ということで、秋田まで行かなくてははいけませんし、ご家族の理解も必要だと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

和歌山代表ですから、これは県からの補助か何かございますでしょうか。それと、この栄誉ある全国大会出場、費用など金銭面の支援を含めて町はどのようにお考えでしょうか。

以上、少し長くなりましたけれども、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課企画員、栗田君。

○住民生活課企画員（栗田信孝）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

1番、松井議員さんのご質問にお答えいたします。

投棄されるごみについて、現在、不法投棄されているごみについてどのように処理されるか。2番の投棄された場所が民地であったり、県が管理すべき土地の場合、どう対応するかについて、回答内容が重複いたしますのであわせてお答えさせていただきます。

町内の道路及び町有地につきましては、町及び地域ボランティアで処理を行っています。河川敷につきましては県の管轄になりますが、環境美化の観点から町も県と協力して不法投棄の処理を行うべく、先月、田辺保健所と連携会議を行いました。不法投棄の把握、写真、位置図等を作成し、保健所に提出するとともに協力して処理対応を行うこととしています。

民地の不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条で、基本的に土地の所有者または占有者が清潔を保つように努めるとなっているため、全国的に民有地の管理責任で処分をいただく市町村が大半です。しかし、産業廃棄物、建設廃材等につきましては、保健所及び市町村が土地の所有者と協力して処理の対応を行います。また、一般廃棄物につきましても、大量の不法投棄の場合は町も協議を行い、最終処分場及び焼却場への減免措置、運搬協力を行います。不法投棄が繰り返される場合については、土地の所有者と協力してカメラ等の設置も検討しています。今後、地域ボランティアとの連携を強化し、さらなる対策を考えていきます。

続きまして、3の警告看板のほかに何か対策を考えているかについてお答えさせていただきます。

半年前から不法投棄の対策として、県から2台の専用カメラを借り受け町内に設置するとともに、5台の抑止カメラ及びカメラ作動中の看板を設置し、効果を確認してきました。その結果、カメラを設置することで不法投棄が大きく減少することが確認できました。今後さらなる対策を予定していますが、公表いたしますと抑止力が薄れますので

控えさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律25条で、不法投棄をした人は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられることを広報や看板で周知するとともに、田辺警察署生活安全課と連携を行い、悪質な不法投棄者の特定をしていきたいと考えています。また、新川沿いの町道に関しては、週に2回のペースで不法投棄が繰り返されたため、警察署に協力要請を行い、不法投棄者の特定調査をしていただきました。その結果、相手方が町外の住民であることが特定できました。警察より家庭を訪問し、厳しい対応を行ったとの報告をいただいております。さらに、不法投棄の抑止を目的に県事業を積極的に活用し、上富田町内監視パトロールをお願いする予定です。

町内の美化については、クリーン作戦を初め各小学校の子供たち、地域ボランティアの協力で保たれていることに心より感謝いたします。町としても監視パトロールを強化するとともに、不法投棄をなくすための対策を研究し、町内の美化に日々努力してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

1番、松井議員さんのご質問にお答えいたします。

私のほうからは2番の根皆田川のしゅんせつについてと、3番の外来生物の被害についてということでご回答申し上げます。

まず、災害を防止する観点から、しゅんせつが必要と考えるが、どう考えるかということでございます。

近年では、異常な集中豪雨が多発する等、自然災害の脅威が一層強まり、河床への堆積土砂に対する住民の皆様の関心がますます高まっている中、治水上の安全確保のために計画的かつ早急な土砂撤去が重要な課題と認識はしてございます。また、町といたしましては、根皆田川等の河川の堆積土砂の撤去が必要な箇所については、優先順位をつけ、毎年県に対して要望をしているところでございますが、県といたしましても、しゅんせつの必要な箇所が多数にあることや、予算の都合上により、まだ根皆田川に着手できていない状況となっております。

しかしながら、議員のご指摘の災害を防止する観点からも、県に対し早急に対応していただきますよう引き続き要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、町内に生息する外来生物から受ける被害に対して、町はどのように対応をとっているのかというご質問ですが、質問の冒頭にありますように、町内に限らず全

国的に外来生物の被害が大変多くなってきています。特に、近年はアライグマの被害が群を抜いて大きい状況です。町ではアライグマの捕獲については、猟友会を通じた捕獲や農家の方等に捕獲おりを貸し出す等の対処をいたしまして、平成27年度では、補助対象で34頭、一般捕獲、一般に貸し付ける部分ですけれども、26頭のアライグマについては捕獲してございます。28年度については、補助対象で27頭、一般につきましては20頭という実績になってございます。

今回、質問されております、ジャンボタニシにつきましては、町内、朝来の一部、岩田の一部、市ノ瀬の一部と数カ所で発生を確認しております。ジャンボタニシにつきましては、町内だけではなく、田辺市と近郊にも発生が見られることから、県やJA、近隣市町村で構成する西牟婁農業プロジェクト協議会等で駆除用のパンフレットを作成して、紀南農協等に配布してございます。このようなパンフレットでございます。

それと、議員の質問の中にもございましたように、大芝のところということで、昨年その取り組みですけれども、まず、大芝の発生がありましたので連絡いただきました。その取り組みといたしまして、地元、町内会のほうですけれども、1回目として、町内会の発生の確認の状況とか、その対応について、学習会というのを地元のほうで開いていただきました。講師としましては、県の西牟婁の振興局の担当の職員さんに来ていただきました。このパンフレット等を通じて、対応等の部分について取り組んでございます。また、その後、畑山だけではなく、大芝という観点から、大芝の水利組合に同じような学習会をしてございます。町といたしましては、毎年水利組合に対して補助を行ってございます。できれば、駆除の取り組みにつきましては、水利組合を中心として取り組んでいただければと考えてございます。

今後、被害のある地区の水利組合の状況の確認とか、駆除の取り組みについてお願いをしていきたいと考えてございます。また、JA、和歌山県、近隣の市町村と連携をとりながら今後も対応について進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（山本明生）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

1番、松井議員さんの4番目の第23回全国女性消防操法大会についてのご質問にお答えします。

女性分団につきましては、秋田市で開催されます第23回女性消防操法大会に和歌山県代表として出場していただきます。全国大会への出場が決まってから、大会に向けて、

毎週火曜日の午後7時から9時まで、上富田消防署で消防署職員の指導のもと、ポンプ操法の訓練に取り組んでおります。

①の1番目の和歌山代表だが、県からの補助はとのご質問ですが、県消防協会と日本消防協会から女性団員に対する旅費と活動服等に係る費用が支給されます。また、両協議会より激励金が支給されます。ほかに西牟婁消防協会から激励金がいただけると聞いております。

次に、2番目の費用などの金銭面の支援を含めて町はどのようにお考えかとのご質問ですが、全国大会へ出場するという大役を担っていただいていることから、毎週火曜日の夜間、長期間にわたる訓練を重ねていただいていることから、また、今年度の大会が秋田市で開催されることから長距離の出張となることから、女性団員の負担の軽減が必要と考えており、町としましても大会終了までできる限りの支援と協力を行ってまいります。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

ありがとうございます。ご丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、1件目の不法投棄されるごみについてですけれども、ごみの件は幾ら片づけてもその繰り返しといたしますか、そういうことになるんです。そこで、捨てられないような環境づくりというのが大切だと考えております。

前回、彦五郎公園の草や木のこと質問させていただきましたけれども、今、ボランティアさんが8名ほど参加されているようです。草や木をきれいに管理することによって、ごみを捨てられない地道な活動を続けていくしかないと思います。年に2回、クリーン作戦やっていますけれども、これは地元などで、地元で参加しますから、ごみなんか河川に放られている部分は、本当に、一大掃討作戦とか、そんなことを計画してもよいのではないのでしょうか。

それから、次に根皆田川のしゅんせつについてですけれども、これは町の判断する順番が来ましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。また、住民の平素の努力もまた評価していただきたらと思ひます。

次に、外来生物の被害についてですけれども、これら生物からの被害を多く受けておられるのは農家の方々です。動物だけではなくて、西洋タンポポなんか繁殖して農作業に支障を来しておりますし、この綿毛を吸い込みますと、ぜんそくのような症状も実際に起こります。先祖さんから受け継いだ土地で、大切に育ててきた農作物に被害が及ぶことはたまったものではありません。当局のより一層の対応をお願いいたします。

最後に、第23回全国女性消防操法大会についてですけれども、私の地元でちょっと変なうわさが立っておりまして、この大会にスーパーカップに乗って秋田まで私が来るのではないかということを知り、3人ほどから言われまして、頑張ったら3日ぐらいで行けそうですんで体調を整えておきたいと思っております。冗談はそうとしても、和歌山代表ですから、少しでも上位に入れますように、町からの絶大なご支援をお願いいたします。

ただいまの意見は、4件は補足意見であります。

これで、質問を終わらせていただきます。

○議長（山本明生）

これで、1番、松井孝恵君の質問を終わります。

引き続き、一般質問を続けます。

5番、九鬼裕見子君。

九鬼君の質問は一問一答方式です。

まず、木質バイオマス事業についての質問を許可します。

○5番（九鬼裕見子）

おはようございます。よろしく申し上げます。

木質バイオマス発電事業についてです。具体的にどこまで進んでいるのかということで、上富田町へ木質バイオマス発電事業についての企業からの依頼について、去る3月15日に議員全員協議会に報告があり、救馬谷の西牟婁森林組合田辺木材共販所横の梅畑での事業が可能かとの問い合わせがあり、町内会に相談しているとの説明でした。その際、もともと田辺市新庄地区で計画されていたもので、地元の理解や協力が得られず計画地変更となったと聞くが、なぜ新庄地区でだめになったのかの経緯の説明を求めます。

○議長（山本明生）

答弁願います。

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

おはようございます。

5番、九鬼裕見子議員さんのご質問にお答えします。

なぜ、田辺市のほうの事業がだめになったのかということですが、基本的には水利組合などの同意が得られなかったということでお話は聞いてございますが、その水利組合の同意のできなかった理由というのは行政区域外のことで、こちらのほうでは確認をしてございませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

新庄でなぜ水利組合が反対というか、否決されたのが何の理由かというのを知りたかったんですが、答えられないということなので次にいきます。

燃料には、地域からの原木及びチップ、未利用木質バイオマス及び一般木質バイオマス約3.2万トンとその他PKSと呼ばれるヤシ殻約5.8万トンとなっています。三重県の多気町で稼働している木質バイオ発電では古座川や串本付近まで買い求め、伐採し、チップにして運んでいるとのこと。しかし、和歌山県下の製材量は16万から17万立米と言われている中で、県内での調達が可能なのか、ヤシ殻が主になるのではないかと考えますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

その部分ですけれども、事業者側に確認しますと、この開発については8万トンの部分が必要ですよ。燃料については、1年目、一応PKSについては1万トン、未利用材については7万トンを施設として使いますよ。6年目については、100%PKSは使わないような方向で進みたいよという形で取り組んでございます。

それと、あした議会の審議終わった後に全員協議会を開いていただきまして、県のほうからもいただいている資料等によりまして、また説明させていただきますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（山本明生）

九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

3月15日の資料から質問させていただいているんですが、年間9万トンの燃料が必要となれば、1日のトラックの搬入台数はどれぐらいの台数になるのかとか、チップにする騒音については、日中にして夜間はしないとの説明があったのですが、夜間もボイラーはとめないで、ボイラーの低周波についてはどうかということについて、お願いします。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

台数につきましては、10トンの原木の車両ということで、日25台という形で計算してございます。町につきましても、こちらの救馬谷を経由する車両ばかりではなく、田辺、ほかのところから入ってくる部分の車両がございまして、関係の市町村に協力を要請して、分散するような形ができないかという協議はしてございます。

もう1点でございますけれども、ボイラー等の部分につきましては、低周波、騒音等でございます。これにつきましては、県の公害防止条例等がございまして、その基準値によりましてクリアできる部分になっているようでございます。基本的には、また先ほど言いました全協の中で資料を提示させていただき、町内会のほうに出させてもらった資料をもとにまた説明させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（山本明生）

九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

その後の経過として、当該町内会長に打診されて、町内会総会において会員に説明することになっていたと思いますが、町内会での説明に対して会員さんからどんな意見や質問が出されたのか、よろしくをお願いします。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

これについても全員協議会で報告はさせていただきますが、4月8日です、町内会のほうで総会を実施してございます、町内会総会です。その後、この事業についての説明を事業者、グリーン・サーマルというところですが、出席いただきまして、事業の説明をしていただきました。町のほうも一緒に行かせてもらって、この木質のバイオマス発電が必要である状況をご説明させていただきました。

基本的には、幾つかのお話はありましたけれども、総会全体での話というのはなかなか時間もかかりますので、役員会、町内会、水利組合等の役員会の中で代表者を決めていただきまして、役員会として話をいただけませんかということで、その後2回ほど役員会でお話をしてございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

計画中の場所から、山の上に介護老人福祉施設愛の園があります。計画について、一

応決まってからではなくて、やはり計画する前にこんな話があるよということを一応説明されたのか、そのとき愛の園からの意見や懸念はなかったのか、また、ボイラーからの距離を考えたときに、田辺市の城山台の住宅にも影響があるのではないかと思うのですが、業者としては今後どのような説明で対応しているのかについてお願いします。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

まず、愛の園のほうにですけれども、まだ地元の町内会との話をしている中で、愛の園さんに事業の内容ということは難しい部分もあります、事業者側からすれば。町長さん初め担当のほうは愛の園さんとコンタクトをとりまして、こういう計画がありますよという話はさせていただいております。今後町内会の方向が決まった段階で、また具体的な話を業者さんとの部分でお伺いする形になると思いますという話はさせていただいております。

城山台につきましては、行政区域が違いますので、私どもが行って説明するというのは難しい部分があります。事業の方向性が見出された段階で、事業者側が田辺市を通じた形での説明になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

今までの町内会への説明の中で、町民から不安だというような話はないですか。それに対して、どのように対応していこうと考えていますか。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

まず、先ほどお話ししましたように、役員会、冒頭していただいきまして、町内会の役員会は、その後1回目を開いたときには、町のほうから行って事業の必要性等を説明させていただきました。その段階での部分というのは、先ほど言った車両の部分とか数点の部分はありますけれども、その部分については、今後、事業者側、行政側も協議してという話はさせていただいております。

中で1点、これはこの事業とは別件ですけれども、救馬谷の奥のその水質というんですか、水の関係がありまして、そっちのほうへ話がいつてしましまして、例えば木質バイオマスの話と奥の水質の関係のほうの話ありまして、若干、そっちのほうへ時間とら

れまして、木質の部分の話については若干、2回目の部分については、県並びに西牟婁の森林組合等の意見を聞きたいということで、町だけではなしに2団体から担当の方が来ていただいて、この必要性等についての説明をさせていただきます。具体的にその部分についても、県の部分だとか西牟婁森林組合等に質問はされておりましたけれども、必要性の部分の説明でした。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

自然エネルギーとして、最近、原発問題もある中で木質バイオマス発電や風力発電などの取り組みがあります。しかし、風力発電での低周波による健康被害で長く苦しんでいるという話を聞きます。事業ありきではなくて、町民の方の声をしっかり聞き、町民の方が安心して生活できる方向で検討されるよう発言して、この質問は終わります。

○議長（山本明生）

木質バイオマス事業についての質問を終了し、次に、国民健康保険が皆保険として機能しているかについての質問を許可します。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

2番、国民健康保険が皆保険として機能しているかということで、短期被保険者証、資格証明証発行から考えるということで質問させていただきます。

国民健康保険制度は、国民が安心して医療にかかれるための社会保障制度です。しかし、国保税が高過ぎるために支払えず、滞納すると短期被保険者証や資格証明証が発行され、安心して医療にかかることができません。生活が大変でも保険証がないと医療にかかれないからと、食事を削ってでも国保税を支払っているとか、収入が少なく月割にしてもらって支払っているということを聞きます。上富田町においても、国保税が十分に支払えず、短期被保険者証や資格証明証の発行の家庭があると思いますが、現在の状況はどうですか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、平成29年5月末の資格証明書及び短期被保険者証の発行状況についてでございますが、資格証明書の方が28世帯、短期被保険者証の方が75世帯で、合計103

世帯の方が資格証明書、短期被保険者証を持ってございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

資格証は窓口負担が10割、保険税が支払えず滞納している方が、体調が悪くなったとしても医療にかかれるだろうか、そういったことを私はいつも思うのですが、上富田町の場合、どんな配慮や対応をされていますか。支払えない家庭の事情をどのように把握され、対応されていますか。また、支払えない原因はどこにあると考えられていますか。答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えをさせていただきます。

まず、資格証明書、短期被保険者証を交付するに至るにはどのような経過があって、交付するかの説明をさせていただきます。

国民健康保険につきましては、滞納保険税が納期限から1年以上経過した場合、資格証明書を交付することになってございます。当町では、毎年10月に有効期限1年の被保険者証の更新を行っておりますが、更新時において、前年度2期以前の滞納がある方に対し短期被保険者証の交付をし、前年度4月以降に全く国保税の納付がない方に対しては、弁明通知をし、弁明の機会を設け相談に応じており、弁明のない世帯に対しては資格証明書を交付してございます。

医者にかかりたくてもかかれない状況になった場合、どのようにするのですかというご質問になるかと思うんですけれども、今も答弁しましたように、資格証明書の方につきましては、弁明の機会を設け相談に応じているにもかかわらず、誠意を持っての履行が示されない状況ではございますが、緊急入院等が起こった場合には、その状況により対応させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

緊急の病院入院になったときの対応はされるということなんです、その資格証明書になるのに、向こうからきちんとしてこないという意味にとれたのですが、そういう方

の生活状況とか、本当に払えない状況を説明しないということなのでしょうか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

資格証明書の方ですけれども、まず相談機会を設けてございます。役場へ来ていただいて、そのことを十分、相談の機会を設けておりますので、そこで納税相談とか、そういうのをお聞きして、資格証明書から短期被保険者証に変えていくとか、そういう対応はしておりますので、まず役場のほうへ来ていただきたいと考えてございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

そういう方も、とにかく払う意思が、納税する意思がないということでしょうか、その資格証明証の方は。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

納税する意思がないというか、相談に来ていただかないと、その人の状況がわかりませんので、まず役場のほうに相談に来ていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

これは、例ですけれども、滋賀県の野洲市などは、いろいろな税金の滞納とかになる家庭がわかったら、その家庭へ行ってどういう状況かを見ていろんな対応をしているということなのですが、実際、資格証明証だと病気になってもかかれない、子供さんのおられる家庭もいると思うのですが、子供の場合には保険証が半年発行されることにはなりましたけれども、でも実際、窓口負担が、資格証明証の人が子供を病院へ連れて行ったとしても3割負担を払えるかどうかということもあると思うんです。

だから、役場へ相談に来なさいだけではなくて、多分この資格証明証の方は長期に滞納しているから資格証明証になるのだと思うので、本当に生活状況を見て、払えるのに払っていないのか、本当に困窮で払えないのかということ町としても把握する必要があるのではないかなというふうに思うんです。

だから、短期被保険者証についても、短期被保険者証の場合は来られているのかどう

かわからないのですが、短期被保険者証の場合はちゃんと相談しながら毎月ある程度の金額を入れてもらっているから発行しているのだと思うのですが、だから資格証明証の方は本当に上富田町の町民で、住民票は町民であるけれども、町民としての恩恵というか何もされていないのではないかなというふうに思うのですが、そういう意味で長期の資格証明証の方の家庭訪問というのも必要ではないかなと思うのですが、今後そういう対応をする考えはないですか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えさせていただきます。

訪問することはないかということについてですが、5時を回っても構いませんので、まず役場のほうへ来ていただくということで対応はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

交通の便が悪くて来られないという方もおられるかもわからないし、役所として、待っていて町民が来なさいよと言うのではなくて、もう最悪はやはりこちらから出かけるということの対応も今後考えていただきたいと思います。

次、行きます。

軽減措置ですが、国保加入世帯が2,972世帯のうち、2割、5割、7割軽減対象が1,705世帯で全体の57.4%となっています。国から上富田町へ28年度は4,600万円余りの財政支援があり、2割、5割、7割の軽減措置がなされましたが、それによって、短期被保険者証や資格証明証の対象の方が軽減することで支払えるようになったかということで、改善されたかについて答弁を求めます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

短期被保険者証の方が2割、5割の軽減の所得の中に入っておりましたら、もちろん対象になる、恩恵を受けられているかと思えます。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

もう少しこのところの、本当に2割、5割、7割軽減の方で、短期被保険者証の方で、軽減されたからこれだけ効果があったよというようなことも今後調査をしていただかないと、十分ではないと思っています。4,600万円程度の財政支援で、本当に国保税を払えない方の手当てになるのかというところでは全然数字的には問題だと思うのですが、それでも少しでもそのことで軽くなって、今までよりは国保税を払えるようになったよというようなそういう調査も必要ではないかと思います。

次にいきます。

2018年度からの県単位化に伴って、県への納付金は100%上納が義務化されます。上富田町の徴収率は約93%ぐらいであったと思うのですが、県に対しては100%納付することになります。それ以上の保険税となるのではないかと危惧しているのです。2017年度までの滞納保険税徴収の滞納処分、差し押さえの強化になるのではないかと危惧がありますが、国保税の差し押さえは現在しているのか、していないのか、また、2018年度からの対応はどうなっていくのかについて答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

5番、九鬼議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険の滞納対策としましては、個々の滞納事情を聴取して、滞納の早期解消のための納付指導を行っております。

また、自主的な意思の向上の理解を求めるとともに、特別な事情のない方につきましては、資力があるのにもかかわらず滞納を継続しているという状況の方につきましては、債権、不動産等々の差し押さえは執行しております。

今後、2018年の県単位国保に移行した場合でも、賦課徴収は市町村が担当するわけなんです。だから、滞納処分についても今までどおりの対応の仕方になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

一応、滞納にかかる所得階層別を資料としていただいたのですが、どうしても滞納にかかっておられる方は低所得ということで、本当に生活が大変な中で国保税が払えない

ということが現実だと思うんです。一応、上富田はいろいろ換価の猶予とかいろいろさ
れていて、配慮されていると思うのですが、近隣町村ではやはりすごい取り立てをして
いるということも聞きますので、県単位化になった場合の滞納に対して、将来的に徴収
がきつくなっていくのではないかなというふうに思いますので、上富田町はコンパクト
なまちとして町民の暮らしを把握できます。そういう意味では、ちゃんと無理な差し押
さえとかにならないようお願いしたいと思います。

国保税は、大体収入の1カ月余りの支払いになっています。国民健康保険証がないと、
病気になったとき安心して医療にかかることができません。資格証や短期証の発行は国
保財政に対する国庫負担を半減するなど、高過ぎる国保税を強いてきた国の責任が問わ
れていると思います。国庫負担の抜本的引き上げによる国保税の引き下げこそ必要です。
地方から国に対して負担割合の増額を求めることを発言して、次の質問に移らせていた
だきます。

○議長（山本明生）

国民健康保険が皆保険として機能しているかについての質問を終了し、次に、防災対
策についての質問を許可します。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

3番、防災対策について、1、行政として防災対策の現状はということで質問します。
避難所は風水害と地震では避難所が違ってきます。一律ではない避難所に対しての対
応はしているのか。例えば、地震ではその地盤の状況によって液状化現象を起こしたり、
風水害では、堤防より低い場所では浸水したりということも起こり得るが、防災マップ
では公共施設が避難場所になっています。見直しが必要ではないかということで答弁を
お願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、中松君。

○総務政策課企画員（中松秀夫）

おはようございます。

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

まず、防災対策について、行政としての防災対策の現状はということでございます。

具体的な取り組みについては、要援護者の対応ですが、要援護者の個別計画を町内会
や自主防災組織で話し合っただけなど、高齢者の既往症や障害をお持ちの方々の障
害の程度の内容、避難ルートの確認など、情報を共有していただきながら進めていただ

ければと考えてございます。

具体的には、ほかに具体的な取り組みとしましては、防災対策、地震等の減災の取り組み……

○5番（九鬼裕見子）

聞いていない。風水害との避難所の違いです。

○総務政策課企画員（中松秀夫）

失礼しました。避難所の見直しについてでございます。お答えさせていただきます。

震災、風水害、火災などの災害により避難する施設の位置や機能が異なることから、避難施設の使い分けも重要となります。今後、災害の種類によって避難所の使い分けを行い、見直しを検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

私が今回、避難場所の見直しの必要性を言ったのは、まちかどカフェへ防災の方が来られて従来どおりの避難場所を言われたんです。でも、本当にいろんな、例えば、以前にも町長から根皆田は浸水しますよと言われた中で、必ずしも公共施設が全て安全ということではないので、水害のときにはここですよ、地震のときだったらここですよという、もう一度見直しをしていただいて、避難場所を地域できちっと確認する必要があるのではないかなというふうに思ったので、このことは言わせてもらいました。今後、地震では液状化現象で公共施設がその被害に遭うこともあり得るので、そういうことをきちっと地盤も調査して、本当に地震の場合はここでも安全なのかということで取り組んでほしいと思います。

次、地震被害では上富田町における被害想定があると思いますが、その被害を少しでも減らすための取り組みについてはどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、中松君。

○総務政策課企画員（中松秀夫）

繰り返しになりますが、地震による災害、台風などによる風水害、特に河川が氾濫した場合、適切な避難場所に避難していただくことが大変重要となりますので、災害の種類により避難所の使い分けが……。

失礼しました。災害の減災についての取り組みについて、ご紹介させていただきます。

具体的な取り組みについては、防災対策、地震等の減災の取り組みについてでございます。

町では、防災対策の基本となる地域防災計画の見直しと国土強靱化計画の策定を行っています。町では、防災対策の基本となる地域防災計画に基づき、住宅の耐震化、家具の固定の啓発、それから感震ブレーカーの設置促進といった災害予防計画の推進に努めています。また、災害時優先電話機の設置、防災資機材や食料等の備蓄の更新、職員の招集訓練、防災士の取得、関係機関との役割分担と連携、定期的な防災無線による通信訓練、地域の方々や自主防災組織の参加による防災訓練などを通じて防災知識の普及啓発活動を行うなど、防災対策にも努めています。

一方、災害応急対策や災害が起きた後の生活再建、復旧復興計画など、今後の課題も指摘されています。平成28年熊本地震において、災害ボランティアなどの応援を受け入れた被災市町村側の環境整備が不十分であったため、応援職員が十分機能しなかったといったことも指摘されており、今後そういった受援計画にも着手していかなければ、なりません。課題は山積していますが前向きに検討してまいります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

東南海地震というか、いつ来るかわからないと言われている中で、大規模災害になるのは本当に間違いないと思いますが、どうしても上富田町に津波は来ないだろうというような思いもあると思うのですが、本当に災害はどんな形で来るかわかりません。被害想定は町としてもしていると思うので、それに対してもっと具体的に被害を減らすためには、こういうことを取り組もうということをもっともっと具体的にしてもらいたいなというふうに思います。

次にいきますが、町からの依頼で民生委員さんが高齢者の把握調査をしていますが、実際に民生委員さんが1人の対応でできるものではありません。地域でどう支えていくのか、今のところは調査にだけ来られています、そういうことの具体的な取り組みとかは見えてきません。そういう意味で本当に高齢の方とかをどうしていくのかということをもっともっと具体的にしていくことが必要だと思うのですが、町として具体的な計画がどこまで進んでいるのかを答弁願います。

○議長（山本明生）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

民生委員さんが把握している要援護者に対する地域での取り組みの必要性だと思えますので、そちらについて答弁させていただきます。

福祉所管課、住民生活課ですけれども、通じて地域の民生委員さんをお願いしていることは、災害時の要支援者の把握とふだんからの見守りです。

ただ、地震などの有事の際には、地域の民生委員さんだけでは到底避難誘導などの活動が無理となってきます。こういったことも踏まえた上で、町内会や自主防災組織でも協力いただけるように働きかけてまいります。

今後は、要支援者台帳を町内会や自主防災組織と共有する中で、災害時の避難誘導や避難所での対応に役立てていければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

具体的にこの民生委員さんだけではできないというところで、本当に地域の方の地域力で高齢者も含めて命を守るという取り組みになると思います。

次の自主防災組織の取り組みについて、いきます。

昨年、議員視察で熊本県あさぎり町での取り組みの計画や自主防災組織の体制強化についてという資料と説明を受けました。熊本県の自主防災組織の組織率は100%だったのですが、実際には機能していなかったという反省から、自主防災組織の体制強化は今この時期しかないとのことで、計画された資料はととてもすばらしいなというふうには思いました。

資料の中身は具体的でとても参考になったのですが、我が町も自主防災組織の確立に努力されていると思うが、今ある自主防災組織はどこまで機能しているのか疑問があります。自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという住民が自発的に活動するものですが、意識が高まっていない現状の中で自主防災組織の体制強化について、行政としてどんな方法を考えているか答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

5番、九鬼議員さんにお答えします。

まず初めに、町の自主防災組織の現状について説明させていただきます。

本来、自主防災組織は、住民たちの地域は自分たちで守る、地域で助け合うという共

通の目的により、地域で自主的に自発的に結成する組織とされております。自主防災組織については、平成17年より各町内会にお願いして自主防災組織を立ち上げていただいておりますが、なかなか組織率が上がっていないのが現状でございます。

現在、99町内会のうち46町内会が結成をしていただいております、組織率は46.5%となっております。

町としては、平成28年度に朝来地区と岡地区で町内会単位ではなく、分団、それから避難所単位等での自主防災組織の設立を呼びかけております。

今後、自主防災組織の組織率向上とあわせて、活動率の向上につきましても今後の課題となっております。まだまだ組織化できていない町内会もございますが、自主防災組織活動に対する機運を高め、結成及び活動の充実をより一層促進してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の前向きな取り組み、体制強化についてでございます。

昨年、組織率100%の市ノ瀬地区では、昨年の6月1日、自主防災組織活動の日に、熊本地震の被災地支援のために派遣された県職員による防災学習会を開くなど、防災意識の高揚と自主防災組織の重要性について考える講座も開催しております。

昨年度は、役場職員OBによる大規模災害対策協力隊を結成していただき、町内会や自主防災組織と連携協力して避難所の開設及び運営に携わっていただくことになっております。また、県主催の地域避難活動のリーダーを養成する避難所運営リーダー養成講座を開催し、自主防災組織の代表の方や、それからOB、協力隊も参加していただいております。今後、住民の方々に防災に対する意識を高め、自主防災組織の重要性を訴えるとともに、活動に関心を持っていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、毎年実施しています防災訓練にも自主防災組織の方々にご参加をいただき、体験を通じて災害時の訓練をしていただき、地域の防災意識の向上と防災力強化につなげてほしいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

以前も一般質問させていただいたのですが、自治体職員が少なくなっている中で、大規模災害に職員だけで対応するのは本当に大変なことだと思います。過重負担になるのはもう明白なんです。そんな中で、今、本当に自主防災組織をきちっと地域へ根差していかないと、本当に職員が麻痺してしまうという思いを私は持っているんです。

自治体職員は、災害時に対応すべき業務があると思います。だから、自主防災、住民が地元できちっとお互いを助け合う、守り抜けるというような自主防災組織を確立しなかったら、本当に災害は減災どころかふえると思うんです。そういう意味で、こういう自主防災組織の体制強化に力を入れていかないと、今は確かに皆さん意識がないので行政はしんどいと思います。働きかけて、会議してもなかなか参加してもらえない、それは私も見ていてよくわかります。自主防災組織ができているといっても、それなら、その地域でどれだけ一人一人自分のこととして捉えているのかということについては、私はとても疑問に思っているのです、そうかと言って私が自主防災でこうしようとかと言っても誰も集まってこないのです、やはりそれは行政としてそういうきっかけをつくっていただけたら、また私らもこんなことでもっともってやっていこうというふうになると思うんです。そこがちょっと取り組みとして弱いのではないかなと。だから、今平時のときに自主防災の大事さを住民にしっかり植えつけるというか知ってもらう、そのことがとても大事だと思います。

以前にも発言したことがあります、長野県での地震のときに白馬村の奇跡というのが新聞報道されましたが、たまたまその地域だけがコミュニティーとして機能しており、命を助けられたということだったんです。もしもそういうことがあっても、本当にごく一部の方のコミュニケーションでそうなるだけで、上富田町民にとって自主防災としてどれだけ自分たちの命を守れるかということは、今のままであったら本当に大変な状況になるのではないかなというふうに私はとても危惧しています。

そういう意味で、今まちかどカフェもかなりやっている場所も多いので、ただの今までのような防災の避難所の提示ではなくて、もっと長い時間かけなくても、たとえ半時間でも実のあるそういう話をまちかどカフェに来てやってもらえると、高齢の方も自分自身も気をつけないといけないなあという意識になるので、今の状況だったら人ごとになっていると思うんです。だから、そういったことも総務政策課としても考えていただきたいなというふうに思います。

ちょうどこの6月10日の紀伊民報の報道によると、東日本大震災前から三陸地方の小中学校で防災教育に取り組み、釜石の奇跡——というのは皆さんご存じだと思うのですが——と呼ばれる成果を上げたことで知られる片田教授の防災講演を田辺市自主防衛会連絡協議会の研修で開催されたことが報じられています。片田教授は、地震や津波だけでなく、近年巨大化している豪雨災害への備えがより重要になってきている、せつかく防災教育も大人が実践していないとただの知識で終わる、避難しない大人の行動が将来子供の命を奪うかもしれない、また大災害は必ずやってくる、単なる不安にとどめず、具体的な防災行動に移すことこそが今こそ必要と講演されたと報道されていました。

そういった学習や取り組みが、いざというときに力を発揮するのではないか、防災の基本は予防対策にあり、災害の危険を地域社会から取り除き軽減していくことが大事であると思います。住民の意識改革は時間と労力が要りますが、自主防災組織の具体的な確立で住民の命を守り、防災に強い町になることを願って一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本明生）

5番、九鬼裕見子君の質問を終わります。

午前10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

○議長（山本明生）

再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

3番、檜木正行君。

檜木君の質問は一括方式です。質問を許可します。

○3番（檜木正行）

よろしくお願いします。

災害時における障害者、高齢者の避難について質問させていただきます。

私のほうからは、災害時における要支援者への対応と障害者、高齢者に応じた避難場所の確保について質問したいと思います。

さて、ご承知のように紀南地方は台風などによる風雨災害が多い地域であることは承知のとおりです。加えて、近い将来かなりの確率で起こる、予想される東南海地震では未知数の被害が予想されています。そんな中、大きな災害が発生した場合の障害者や高齢者または妊婦の方々の避難場所は、県では福祉避難場所として県内に225カ所を指定しています。特に、身体障害者のうち、テレビやラジオ、サイレン、視覚・聴覚情報の困難な障害者、緊急事態であることを判断することが困難な者、また、コミュニケーションができない知的・発達障害者、自力避難ができない肢体不自由者など、以上を受け入れることが可能な避難場所は96カ所を指定しています。

上富田町には、1級から5級の障害手帳を持つ方は、身体障害者が約680名、精神障害、療育手帳を含めると1,000人余りとなっています。そのうち約600人余り

が高齢者となっています。さきに述べた障害者たちの中には透析を受ける方もおり、まさに生死を分ける環境下に身を置かなければなりません。ほかにも出産が近い主婦の存在も想定しなければならぬと思います。

私は、町内の福祉センターや公民館、学校など既存の施設の一部を介護と医療が連携できる高齢者、障害者専用の福祉避難場所として提案することと同時に、上富田町には、これらの支援者を受け入れる具体性はいかがかとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本明生）

答弁願ひします。

住民生活課企画員、十河君。

○3番（樫木正行）

ごめんなさい、待って。すみません。

一度、一つ、障害者で困難対象者の把握はできているか、特に緊急事態の状況把握が困難な障害者、また、ひとり暮らしの高齢者の避難場所、連絡体制の整備ができているか、福祉センター、公民館、学校などの福祉避難場所として機能は確保できているか、以上の3点をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、十河君。

○住民生活課企画員（十河貴子）

3番、樫木議員のご質問にお答えいたします。

1、避難困難対象者の把握についてでございますが、町では、平成28年度に上富田町避難行動要支援者名簿への登録制度を開始いたしました。この名簿への登録対象者は65歳以上の高齢者単身世帯または高齢者のみの世帯で、介護保険の要介護認定を受けている方や、障害、療育等の手帳をお持ちの方等で、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする方となっております。

平成28年4月時点で693名の方を抽出し、名簿への情報提供について通知をしております。回答期日までに未回答、不同意の方には、上富田町民生児童委員協議会の民生委員の方々に同意勧奨の訪問活動をしていただいております。最終の回答率は71.9%で、名簿への情報提供については423名の方に同意をいただいております。要支援者名簿の活用につきましては、避難支援関係機関である田辺消防署上富田分署、田辺警察署、上富田町社会福祉協議会へ名簿を送致し、情報を共有しております。また、今年度は要援護者台帳システムを導入し、名簿の更新作業を進めてまいります。

1のご質問については、以上でございます。

続きまして、2、状況把握が困難な方への避難連絡体制の整備についてでございますが、施設やグループホームへ入所されている方は施設で対応していただき、在宅でご家族と同居されている方についてはご家族にお願いすることを基本としております。

今年度導入する要援護者台帳システムを活用し、要支援者お一人お一人の個別計画を作成することになっております。個別計画には、避難支援の方法や避難経路、避難支援者の連絡先等を記録することになっており、状況把握が困難な方への連絡につきましては、指定していただいた方法でご連絡することになると考えております。

続きまして、3の福祉センター、公民館、学校等の福祉避難場所としての機能についてのご質問にお答えいたします。

現在、町では、福祉避難所として特別養護老人ホーム愛の園、南紀医療福祉センターを指定しております。福祉避難所の利用の対象となりますのは、身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設へ入所するには至らない程度の方であって、避難所での生活において特別な配慮を要することとされております。

特別養護老人ホーム愛の園とは、在宅での生活が困難になった高齢者及び障害者のための一時的な避難所として、また南紀医療福祉センターとは、高齢者、障害者、その他の要援護者のための避難所を設置する協定を締結しております。

公民館、学校体育館等につきましては、一般の避難所となりますので、福祉避難場所としての機能は確保できておりません、しかし、災害が発生した際、福祉避難所が直ちに開設するとは限りませんので、まず一般の避難所へ避難していただき、福祉避難所の開設状況により二次避難を行っていただくこととなります。

ご質問中にごさいました人工透析を受けられている方への支援という点でございますが、平成29年4月1日現在で人工透析の支給認定を受けられている方は、町内に53名おられます。田辺保健所圏域の透析実施医療機関等で構成されている紀南地区災害時透析患者支援ネットワークでも、災害時の医療体制について話し合いが行われております。また、保健所も災害時における透析患者の体制について検討しており、今後は行政も交えて話し合いを進めていく予定となっております。

妊婦につきましては、上富田町地域防災計画の要配慮者対策に沿って、まず状況の把握から行うこととなります。妊娠届は保健センターで行われており、転入の方も含め、ほとんどの妊婦の把握は保健センターでできております。災害時におきましては、妊婦の情報をもとに避難支援者等に協力をいただき、迅速な支援を行いたいと考えております。また、避難後は、関係機関と連絡をとりながら対応していきたいと考えております。

今後も要支援者対策について、関係機関と情報の共有、連携の強化に努めてまいります。

す。何とぞご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本明生）

3番、樫木正行君。

○3番（樫木正行）

ありがとうございます。

災害時は大変だと思うんですけども、まず自助、共助、公助となっています。また、私たち障害者、高齢者は弱者なもんで、自助、共助、公助、公助のほうを今後ともよろしくお願いします。どうもありがとうございます。

○議長（山本明生）

これで、3番、樫木正行君の質問を終わります。

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、あす6月14日水曜日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

延会 午前11時05分